

弁護士費用について

弁護士費用は、「(旧)日本弁護士連合会報酬等基準」を基準に算定いたします。

ご契約いただく前にお見積もりいたしますので、ご遠慮なくお問い合わせください。

案件によっては分割払いや減額が可能な場合がありますので、お打ち合わせの際にご相談ください。

※示談交渉と訴訟事件は別事件となり、原則としてそれぞれ着手金が発生いたします。

※事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。

※顧問契約を締結いただいている場合、協議の上算定額から減額させていただきます。

以下、弁護士費用の一例になります(全て税込表記)。

1 法律相談：初回法律相談は30分まで無料です。

以降30分ごとに5500円の法律相談料が発生いたします。

2 訴訟事件、示談交渉事件等

(1) 着手金

事件の経済的な利益の額が

300万円以下の場合	経済的利益の8.8%
300万円を超え3000万円以下の場合	5.5%+9万9000円
3000万円を超え3億円以下の場合	3.3%+75万9000円
3億円を超える場合	2.2%+405万9000円

※着手金の最低額は11万円になります。

(2) 報酬金

事件の経済的利益の額が

300万円以下の場合	経済的利益の17.6%
------------	-------------

300万円を超え3000万円以下の場合	11% + 19万8000円
3000万円を超え3億円以下の場合	6.6% + 151万8000円
3億円を超える場合	4.4% + 811万8000円

3 離婚事件

(1) 調停事件、交渉事件

着手金・報酬金：それぞれ22万円から55万円の範囲内の額

※離婚交渉から離婚調停を受任する場合、着手金の額を2分の1に減額することができます。

※財産分与、慰謝料等、金銭請求を伴う場合の着手金と報酬金は、上記2の基準により算定いたします。

(2) 訴訟事件

着手金・報酬金：それぞれ33万円から66万円の範囲内の額

※離婚調停から離婚訴訟を受任する場合、着手金の額を2分の1に減額することができます。

※財産分与や慰謝料等、金銭請求を伴う場合の着手金と報酬金は、上記2の基準により算定いたします。

4 法律関係調査（事実関係調査を含む）

- ・ **基本**：5万5000円から22万円の範囲内の額
- ・ **特に複雑又は特殊な事情がある場合**：弁護士と依頼者との協議により定まる額

5 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

(1) 定型

経済的な利益の額が

1000万円未満のもの	5万5000円から11万円の範囲内の額
1000万円以上1億円未満のもの	11万円から33万円の範囲内の額

1 億円以上のもの

3 3 万円以上

(2) 非定型

・基本

経済的な利益の額が

3 0 0 万円以下の場合	1 1 万円
3 0 0 万円を超え 3 0 0 0 万円以下の場合	1. 1 % + 7 万 7 0 0 0 円
3 0 0 0 万円を超え 3 億円以下の場合	0. 3 3 % + 3 0 万 8 0 0 0 円
3 億円を超える場合	0. 1 1 % + 9 6 万 8 0 0 0 円

・特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額

・公正証書にする場合 上記の手数料に 3 万 3 0 0 0 円加算いたします。

6 遺言書作成

(1) 定型 1 1 万円から 2 2 万円の範囲内の額

(2) 非定型

・基本

経済的な利益の額が

3 0 0 万円以下の場合	2 2 万円
3 0 0 万円を超え 3 0 0 0 万円以下の場合	1. 1 % + 1 8 万 7 0 0 0 円
3 0 0 0 万円を超え 3 億円以下の場合	0. 3 3 % + 4 1 万 8 0 0 0 円
3 億円を超える場合	0. 1 1 % + 1 0 7 万 8 0 0 0 円

・特に複雑又は特殊な事情がある場合：弁護士と依頼者との協議により定める額

・公正証書にする場合：上記の手数料に 3 万 3 0 0 0 円加算いたします。

7 遺言執行

・基本

経済的な利益の額が

300万円以下の場合	33万円
300万円を超え3000万円以下の場合	2. 2% + 26万4000円
3000万円を超え3億円以下の場合	1. 1% + 59万4000円
3億円を超える場合	0. 55% + 224万4000円

- ・ **特に複雑又は特殊な事情がある場合**：弁護士と依頼者との協議により定める額
- ・ **遺言執行に裁判手続を要する場合**：別途、裁判手続に要する報酬金が発生いたします。

8 顧問契約

- ・ **事業者の場合**：月額3万3000円～
- ・ **非事業者の場合**：月額1万1000円～

※メールや面談等、ご希望の方法により随時法律相談にご対応いたします。

※個別の事件をご依頼いただく場合、弁護士費用を減額いたします。

※その他詳細なサービス内容等につきましてはご遠慮なくお問い合わせください。

9 日当

- ・ **半日**：3万3000円～
- ・ **1日**：5万5000円～

弁護士費用に関するご説明

依頼した際にご負担いただく費用は、①弁護士報酬、及び②実費になります。

①弁護士報酬とは、業務遂行に対する対価、さらに（1）着手金、（2）報酬金、（3）手数料、（4）日当に分かれます。

（1）着手金とは、事件または法律事務のご依頼を受けた時にお支払いいただくものです。

原則として、事件処理の結果を問わず返金はいたしません。

（2）報酬金とは、事件処理が終了した際にお支払いいただくものです。事件処理の結果得

られた経済的な利益の額を基準に算定いたします。

(3) 手数料とは、一定の作業に対する対価として発生するものです（例：契約書作成、遺言書作成、遺言執行など）。原則として、ご依頼時にお支払いいただきます。

(4) 日当とは、上記(1)～(3)とは別に、遠方への出張など長時間の時間的拘束を伴う場合にお支払いいただくものです。

②実費とは、裁判所に納める印紙代と予納郵券（切手）代や交通費等、業務遂行に必要な各種費用のことをいい、弁護士報酬とは別にご負担いただきます。